

女性技術者等職場環境改善モデル工事試行実施要領

平成28年 6月 8日
県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 この要領は、女性技術者等が働きやすくなるよう現場の労働環境を整備し、さらなる活躍を推進するため試行する「女性技術者等職場環境改善モデル工事」(以下「モデル工事」という。)の実施の流れ、提出資料その他必要な事項について定めるものとする。

(試行の対象)

第2 モデル工事は、入札公告及び特記仕様書において、「女性技術者等職場環境改善モデル工事」である旨を記載するものとする。

入札公告例

5 その他の事項

本工事は、女性技術者等職場環境改善モデル工事の試行対象工事である。

特記仕様書記載例 (第1章第〇条に記載するものとする。)

第〇条 営繕関係

本工事は、女性技術者等職場環境改善モデル工事の試行対象工事とする。

試行にあたっては、「女性技術者等職場環境改善モデル工事試行実施要領」に基づき行う。

試行実施要領は、宮崎県ホームページから入手できる。

(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/gijutsukikaku/shakaikiban/kokyojigyo/jyoseikasetutoire.html>)

(試行の内容及び仕様)

第3 モデル工事の内容は、現場で働く全ての女性を対象として女性専用トイレを設置する工事とし、現場事務所内(現場事務所と一体)のトイレは含まないものとする。

2 女性専用トイレの導入に当たっては、次の(1)及び(2)の仕様を全て満たすことを示す書類を添付し、監督員と協議する。

(1) 女性専用トイレに求める標準仕様

ア 洋式便座

イ 水洗機能(簡易水洗及びし尿処理装置付含む)

ウ 臭い逆流防止機能(フラッパー機能)

※必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること

エ 容易に開かない施錠機能(二重ロック等)

オ 照明設備(電源がなくてもよいもの)

カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置場設備機能(耐荷重5kg以上)

(2) 女性専用トイレとして活用するために備える付属品

- ア 男女別の明確な表示
 - イ 入口の目隠しの設置
(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
 - ウ サニタリーボックス
 - エ 鏡付きの洗面台
 - オ 便座除菌シート等の衛生用品
- 3 女性専用トイレについては、リース品対応とする。

(業務手続)

- 第4 監督員は、受注者に、試行対象工事である旨を伝え、モデル工事の実施の可否について確認する。
- 2 受注者は、モデル工事の実施の可否について、工事打合簿(様式1)により監督員へ報告する。
- 3 受注者からモデル工事を実施する旨の報告があった場合は、監督員は監督員指示書(様式2)により受注者へ指示する。
- 4 受注者は、女性専用トイレを設置するに当たり、事前に見積書、仕様、カタログ等を監督員に提出し、協議する。
- 5 受注者は、設置費用(リース料)確定後、速やかに設置した女性専用トイレの写真、本要領の仕様を満たすことを示す書類及び費用の内訳が分かる取引書類を監督員に提出し、監督員は、女性専用トイレ設置に関する報告書(様式3)を技術企画課長に提出する。
- 6 受注者は、工事完了後14日以内(土、日及び祝日含む。)にアンケート(様式4)に回答する。

(設置費用等)

- 第5 女性専用トイレの設置費用については、前条第5項の書類等提出後、監督員と協議の上決定し、最終変更契約時に計上する。
- 2 変更対象額は、前条第5項の書類等に基づき算出した設置費用(円/基・月)から10,000円(従来品の費用)を控除した額と、積算上限額45,000円/基・月を比較し、安価な方を設計変更の対象とする。
- 3 リース期間は、最低1か月以上とする。

(試行工事における留意事項)

- 第6 女性専用トイレの変更設計対象額は共通仮設費(営繕費)とする。
- 2 設置撤去費、運搬費及び維持管理費は共通仮設費(営繕費)の対象としない。

附 則

この要領は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。